

高槻市告示第130号

街区の新設について

住居表示に関する条例（高槻市条例第521号）第2条の規定により次のとおり街区を新設する。

令和3年3月18日

高槻市長 濱田 剛史

- 1 実施区域 別図のとおり街区を新設する。
- 2 町名及び街区符号 辻子一丁目28番街区
- 3 実施期日 令和3年3月18日

街区位置図

辻子一丁目

別図

